



# 千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

96.2.15 No. 4342.

# 治安維持法の復活許さない! 破防法の反対集会を

オウム真理教の事件を契機とした破壊活動防止法(破防法)の団体適用をめぐって、法務省・公安調査庁は、一月一八日に第一回目の「弁明」手続きを行いました。

しかし、そこでは逆に破防法のもっている反動性が明らかとなり、日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、日本基督教団など、法曹界、言論・出版界、宗教団体をはじめ、破防法反対の声と運動が広がっています。

今号では、破防法とはどういう法律なのか、なぜいま破防法なのか、その背景と本質について見ていきます。

## オウム破防法

昨年末、政府・法務省は、オウム真理教に対して破壊活動防止法による団体解散の方針を固め、一九五二年の法制定以来、一度も発動されたことのなかった破防法の団体規制条項をついに発動しました。

もちろん、オウム真理教が引き起こしてきた地下鉄サリン事件をはじめとする数々の非人間的で反労働者的な犯罪行為は、すべての労働者・人民の怒りの的となっており、これ自体けつして許せるものではありません。しかし、このこととオウム真理教への破防法の団体適用は全く別の問題です。国家権力と公安調査庁は、オウム真理教への労働者人民の怒りを悪用し、こ

れまでやりたくてもできなかった破防法の団体適用を一挙に強行したいのです。

## 破防法とは何か

破防法とは、一言でいって戦前の治安維持法と同じです。

一九二五年に制定された治安維持法は、国体の護持(天皇制の維持)のもと、当初は共産主義運動と植民地下での解放闘争を弾圧の対象としました。二八年死刑導入、四一年から予防拘禁制度を新設し、当時の共産党から社会主義者、労働組合、文筆家、宗教家などへ適用が拡大されました。

治安維持法下では、隣組などによる相互監視と密告が組織化され、特高警察や憲兵による弾圧、その下で恐怖と沈黙と暗黒が強制されました。

「非国民、国賊だ」と戦争反対の声が圧殺され、侵略と戦争と暗黒の時代に突入していったのです。

破防法は、一九五〇年に始まった朝鮮戦争下で、戦前の治安維持法、戦後占領下での団体等規制令を引継ぎ、五二年に成立した治安法です。制定当時、「治安維持法の再来」として国会内外での激しい反対運動を呼び起こしました。憲法が保障する思想・言論・集会・結社の自由を侵害する極めて危険な法律だったからです。

総評は、「非常事態宣言」をだし、同時に上程された労働三法改悪反対の闘いと結合して、「破防法反対、労働(労働法規改悪反対闘争委員会スト)」を組織しました。このストライキは、三百万人が参加するという戦後最大の政治ストとなり、「二ワトリからアヒル」への総評の「左旋回」を決定づける闘いとなりました。

## あらゆる闘いを

## 「圧殺」

では、今なぜ破防法なのか。世界的な長期不況の中で、日本は帝国主義としての生き残りをかけてアジアの覇権をめぐってアメリカと激突しています。国内においては、「日経連報告」

に見られるとおり、資本の「大失業攻撃」に、労働者の怒りがたかまり、また、安保体制を揺るがす沖繩の闘いは全国の労働者の決起を促しています。

ここに問題の核心があります。一連のオウム真理教の犯罪事件を口実としながら、破防法の団体規制条項の発動という「伝家の宝刀」を抜くことによって労働者人民のあらゆる闘いを取り締まるための一大突破口を切り開き、戦前の治安維持法を現代に甦えさせようとしているのです。

今年、国鉄闘争が大きな決戦、正念場を迎える中で、労働運動の立場からも破防法との対決は決定的に重要です。二・二三破防法反対集会の成功かちとり、全国に破防法団体適用反対の広範な大衆運動をまきおこそう!

## 信者がいばき員

## 共犯

破防法の団体解散条項は、適用された団体の構成員から思想・言論・結社の自由を奪い、しつこくは無制限に拡大解釈されかねない内容となっています。警察は、「教団と何の関係もない市民グループが宗教法改正や破防法に反対するデモなどをした場合、中に信者がいれば、厳密な意味では参加した全員が共犯に問われる可能性がある」と分析しています。

破防法に反対  
する 2.23 集会  
豊島公会堂 / ちば 16.44 快